

## 「農林漁業法人等投資育成制度」について

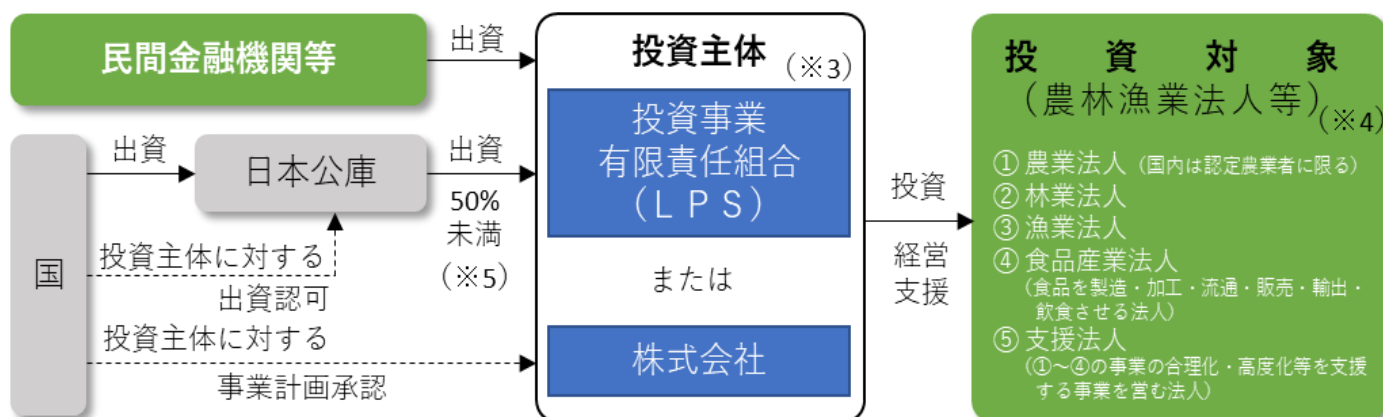
農林漁業法人等投資育成制度とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（農林漁業法人等投資法）に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農林漁業及び食品産業の事業者、それら事業者の事業の合理化・高度化などを支援する事業者（以下、農林漁業法人等）の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う制度です。

農林漁業法人等投資法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けたLPS又は株式会社は、日本政策金融公庫法の特例により、出資総額の50%未満の範囲内で、日本公庫の出資を受けることができます（※1、2）。

## 「農林漁業法人等投資育成事業」と「リスクマネー緊急対策事業」

現在、「農林漁業法人等投資育成事業出資業務実施要領」及び「農林水産物・食品の輸出事業者等へのリスクマネー緊急対策事業出資業務実施要領」に基づく2つの事業が実施されており、前者の事業では、農林漁業法人等全般を、後者の事業では農林水産物及び食品の輸出拡大に寄与する農林漁業法人等を、投資対象としています（2つの事業の重複応募はできません）。

### 《スキーム図》



※1：公庫の出資を希望する投資主体は、募集要項を確認のうえ必要書類を公庫に提出します。

※2：公庫は、農林水産省と情報共有しながら審査を行います。投資主体は並行して農林水産大臣の承認審査が必要です。公庫は大臣承認を受けた投資主体に出資します。

※3：投資主体がLPSの場合、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づき、投資対象の農林漁業法人等は株式会社（特例有限会社を含む）に限られます。

※4：投資対象となる農林漁業法人等は、農林漁業又は食品産業の健全な成長発展等に関する具体的な目標を定めることを要します。ただし、リスクマネー緊急対策事業を活用する場合は、加えて農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組を行う者に対する投資が、公庫の出資比率以上確保されることを要します。

※5：予算上の制約等も踏まえ、出資額の配分に係る調整を行う場合があります。